

「侵略」 「侵略戦争」とは何か

最初に、まず侵略とは何かについて述べます。平成五年八月十日、細川首相（当時）は記者会見で「先の大戦は侵略戦争であった。あの戦争は間違った戦争であったと認識している。」といった発言をしました。その後国会での演説でもこの「侵略発言」を取り消していません。それどころか「耐え難い苦痛を与え多くの悲しい事実を生み出したことに対して申し訳ないと思っっている」とも発言していますし、韓国に対しては「日本の植民地政策を深くお詫びします」と詫びています。

この問題について、先の衆議院の予算委員会で石原慎太郎議員が「あなたの言う侵略戦争とは何なのですか、どの戦争のことですか」といった質問をしたのに対して、細川首相は「胸に手を当ててみれば、思い当たる非があるでしょう」と、ふざけた答弁をしています。当時細川氏は幼少です。そんな子供の記憶として「胸に手を当ててみれば侵略が分かるでしょう」というのは国民を愚弄した答弁です。

武村官房長官（当時）は「他国で他国の政府や民衆の意に反した軍事行動を展開し、人的・物的に多大の迷惑を与えること」が侵略の定義であると記者会見で言っています。又外務省条約局長の丹波氏はこういうことを言っています。「一般に確立した法的概念としての侵略の定義は存在しません。色々の文脈によって意味を考えていくと、最近の例では、多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたという心を籠めて使われているのでございます」と。これは参議院の予算委員会で述べた言葉であります。これではどの戦争も、他の国の人達や自国の人達を苦しめたり悲しませたりするので、こんなことが侵略の定義になるのでしょうか。こうなると例のイラクを攻撃した連合国の軍隊も侵略したということになります。アメリカの沖縄攻略も朝鮮戦争も侵略で

戦争という戦争はすべて侵略ということになります。漢和辞典や広辞苑を引きますと、「侵略とは他国に侵入して、その土地を奪うこと」とあります。「掠奪」といった犯罪的行為が加わります。

東京裁判で日本は侵略をしたと判決されました。この東京裁判でいう侵略という言葉は、英語ではアグレッションであります。アグレッションというのは、アンプロポーズドアタック、つまり抵抗がなく、攻撃されないのにこちらから撃っていったという意味であります。いわゆる奪い取るという犯罪行為の意味は含まれておりません。これを「侵略」と訳したところに大きな誤りがありました。

昭和八年パリで平和会議が開催されました。これをケロッグ・ブリアン条約とも言います。つまり、アメリカのケロッグとフランスのブリアンが提案した会議だからです。世界は大戦争をやったのだからもう戦争のないように法律を作ろうではないかということが開かれました。日本も参加しました。その会議で「アグレッション」は攻撃されていないのに攻めたり、理由がないのに攻めるという意味で、自衛戦争は良いけれど、このアグレッション（日本語に訳せば進攻・侵攻ですが）「これは今後禁止しなければならない。但し、自衛の戦争は良いのだ。」と、こう結論されたのであります。しかし、その論議の中で、それではその進攻戦争と自衛戦争とはどう違うのか、どこで判断するのか、誰が判断するのか、という問題が喧々囂々と起きました。イギリスの代表は、「もし我が植民地へ攻めて来たら、それは侵略であるから我々が戦うのは防衛である」と言いました。当然日本でも例えば満州に攻め込んで来れば、或いは朝鮮や対馬海峡に攻めて来れば、我々はこれを防がなければなりません。これは防衛であります。

アメリカの国務長官ケロッグは三十六カ国に対し次のような通牒、ケロッグ提案を出しました。「自衛戦争か侵略戦争かを決定するのはその国の裁量権にまかせる」と。つまり、当事国が侵略戦争をしたと言えば侵略戦争、自衛戦争だと言えば自衛戦争だ、というのです。当事国の判断によって、アグレッションか防衛戦争かがきまるということなのです。そうすると日本の総理大臣が侵略戦争だと言ったら、これは申し分なく侵略戦争なのです。「日本の大東亜戦争は、追い詰められ追い詰められて自衛のために戦ったのだ」と言えば自衛戦争なのです。ところが、これを細川首相は、簡単に侵略戦争だと片づけてしまったのです。

東京裁判は「日本も調印したこのパリ条約に違反した、即ち大東亜戦争はアグレッション（進攻戦争）であつ

た」というので裁判が始まったのであります。この裁判については後ほど述べますが、今でもそうですが、戦争は罪悪ではありません。いわゆる紳士の決闘の論理で、辱めを受けたら暴力を以てしてでもこの辱めをそそぐという理論で、国際法では正当な行為とされています。国家が辱めを受け、国家が侵略を受けたら、勿論立ち上がり、戦うのであって、戦争は決して罪悪ではありません。ただ、アグレッション（進攻）の場合は好ましくないといっただけで、それが犯罪とは言っていないのです。しかし、これを犯罪であるとしじつけまして、裁いたのが東京裁判であります。